



発行 新潟県

第25号

令和5年3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 規 則

- 26 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)
- 27 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 28 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- 29 新潟県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則(法務文書課)
- 30 新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(大学・私学振興課)
- 31 新潟県県税規則の一部を改正する規則(税務課)
- 32 新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)
- 33 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(産業立地課)
- 34 新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(雇用能力開発課)
- 35 新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(農業総務課)
- 36 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則(農業総務課)
- 37 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則(農業総務課)
- 38 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則(畜産課)
- 39 新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則(監理課)
- 40 新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(監理課)
- 41 県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

## 訓 令

- 11 新潟県労働委員会事務局処務規程の一部改正(労働委員会事務局総務課)

## 告 示

- 349 第二期新潟県カワウ管理計画の縦覧(環境対策課)
- 350 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託(消防課)
- 351 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数(国保・福祉指導課)
- 352 新潟県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱の一部改正(生活衛生課)
- 353 歳入の徴収事務の委託(スポーツ課)
- 354 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 355 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 356 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 357 団体営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 358 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 359 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 360 新潟県土地利用計画の変更(用地・土地利用課)
- 361 道路の区域変更(道路管理課)
- 362 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)
- 363 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)

- 364 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 365 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 366 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 367 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 368 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

**病院局告示**

- 2 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

**病院局公告**

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

**議会規程**

- 1 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（議会事務局総務課）

**議会告示**

- 1 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示の廃止（議会事務局総務課）

**選挙管理委員会規程**

- 4 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 5 新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程（選挙管理委員会）

**選挙管理委員会告示**

- 30 新潟県議会議員一般選挙及び新潟市議会議員一般選挙の期日並びに新潟県議会議員一般選挙における各選挙区において選挙すべき議員の数（選挙管理委員会）
- 31 新潟県議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任（選挙管理委員会）
- 32 新潟県議会議員一般選挙における選挙長事務取扱場所の指定（選挙管理委員会）
- 33 新潟県議会議員一般選挙及びこれと同時に行う新潟市議会議員一般選挙の投票及び開票の順序（選挙管理委員会）
- 34 新潟県議会議員一般選挙における投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 35 新潟県議会議員一般選挙における点字投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 36 新潟県議会議員一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色等の指定（選挙管理委員会）
- 37 新潟県議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務との合同（選挙管理委員会）
- 38 新潟県議会議員一般選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 39 新潟県議会議員一般選挙において確認団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 40 新潟県議会議員一般選挙において確認団体が掲示する政治活動用ポスター（選挙管理委員会）
- 41 新潟県議会議員一般選挙における選挙事務所の設置届等の提出方法（選挙管理委員会）
- 42 新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）

**教育委員会規則**

- 4 博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

**教育委員会告示**

- 7 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止（教育庁総務課）
- 8 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

**新潟海区漁業調整委員会指示**

- 1 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）
- 2 河口付近におけるさけの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）
- 3 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）
- 4 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）
- 5 まき餌釣りの制限（新潟海区漁業調整委員会）

**新潟海区漁業調整委員会公告**

- 海区漁場計画に係る公聴会の開催（新潟海区漁業調整委員会）

**佐渡海区漁業調整委員会公告**

- 公聴会の開催（佐渡海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）
- 2 外来魚の再放流禁止（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

正 誤

令和5年2月3日付け県報第9号人事委員会規則第2-118号中（人事委員会事務局総務課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第26号**

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加え、次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示、追加項並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 副部長等 地域振興局の部の会計事務を担当する副部長（県税部にあつては県税部副部長とし、県税部長と勤務する庁舎を異にする県税部副部長及び分庁舎副部長（佐渡地域振興局において所属する部の部長と勤務する庁舎を異にする副部長をいう。以下同じ。）を除く。）、<u>新潟県行政組織規則第190条の2第5項に規定する次長（次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人以上置く場合は、会計事務を担当する次長）に限る。）及び新潟県行政組織規則第13条各号に掲げる事項に係る会計事務を担当する参事</u>をいう。</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>(出納員の設置)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織規則第60条第1項に規定する会計官が置かれている警察署にあつては会計官）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 副部長等 地域振興局の部の会計事務を担当する副部長（県税部にあつては県税部副部長とし、県税部長と勤務する庁舎を異にする県税部副部長及び分庁舎副部長（佐渡地域振興局において所属する部の部長と勤務する庁舎を異にする副部長をいう。以下同じ。）を除く。）<u>及び新潟県行政組織規則第190条の2第5項に規定する次長（次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人以上置く場合は、会計事務を担当する次長）に限る。）</u>をいう。</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>(出納員の設置)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織規則第60条第1項に規定する会計官が置かれている警察署にあつては会計官）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の</p>

職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者)

(5) (略)

3～5 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

**第35条の2** 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

ク ソフトウェアライセンスの使用許諾

ケ (略)

(3) (略)

(契約書の作成)

**第36条** (略)

2 (略)

**3** 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項の規定による契約書の作成及び交換を行つたものとみなす。

(契約書の省略)

**第37条** (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第8号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払(外国送金手数料に係るものを除く。)、前金払(同項第3号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(仮契約の処理)

**第38条** (略)

2 (略)

職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事、係長又は新潟県行政組織規則第194条に規定する地域振興専門員(以下「地域振興専門員」という。)の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事、係長及び地域振興専門員が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者)

(5) (略)

3～5 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

**第35条の2** 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

ク (略)

(3) (略)

(契約書の作成)

**第36条** (略)

2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第8号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払、前金払(同項第3号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(仮契約の処理)

**第38条** (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項の規定による仮契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。

(入札の公告)

第52条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間をおいて県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格(公告の際に予定価格を定めていない場合にあつては、実施設計額。次号及び第3号において同じ。)が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

(直接領収した現金の取扱い)

第93条 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員(以下「会計管理者等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を領収した日の属する月の末日までに払い込むことができる。

2・3 (略)

(概算払)

第134条 施行令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)~(9) (略)

(10) 外国送金手数料

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		出納局管理課
佐渡警察署		
東京事務所		
大阪事務所		
(略)		

(入札の公告)

第52条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間をおいて県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

(直接領収した現金の取扱い)

第93条 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員(以下「会計管理者等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。

2・3 (略)

(概算払)

第134条 施行令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)~(9) (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		出納局管理課新潟分室
佐渡警察署		
(略)		
東京事務所		出納局管理課
大阪事務所		

## 別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款  
（工程表及び請負代金内訳書）

## 第3条（略）

## 2（略）

3 受注者は、契約締結の日から起算して14日以内に設計図書に基づき、工事に関する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

## 4・5（略）

（不可抗力による損害）

## 第30条（略）

## 2・3（略）

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。次項において同じ。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

## 5（略）

6 数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

## 第45条（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

## 別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款  
（工程表及び請負代金内訳書）

## 第3条（略）

## 2（略）

3 発注者は、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結の日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。

## 4・5（略）

（不可抗力による損害）

## 第30条（略）

## 2・3（略）

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。次項において同じ。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

## 5（略）

6 数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

## 第45条（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

<p>(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与しているもの</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与しているもの</u>をいう。以下この項において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用する<u>などしている</u>と認められるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>その役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している</u>と認められるとき。</p> <p>(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。



地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

#### 新潟県規則第27号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) (略) (2) 新潟県病院事業管理者 <u>82万円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) (略) (2) 新潟県病院事業管理者 <u>84万円</u>

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第28号**

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年新潟県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 笠 鳥 公 一</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	副知事 笠 鳥 公 一	(略)	(略)		<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 佐久間 豊</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	副知事 佐久間 豊	(略)	(略)	
氏 名	代理の順序												
副知事 笠 鳥 公 一	(略)												
(略)													
氏 名	代理の順序												
副知事 佐久間 豊	(略)												
(略)													

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第29号

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(納付の方法)

**第2条** 政令第28条第4項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 現金により納める方法
- (2) 郵便為替により納める方法
- (3) 納入通知書により納める方法
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に納付を委託する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の機関が定める方法

(審査会の会長)

**第3条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

**第4条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査会の部会)

**第5条** 条例第14条第1項の部会は、会長が指名する委員及び専門委員3人以上で組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 5 前条第1項から第3項までの規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(審査会の庶務)

**第6条** 審査会の庶務は、総務部法務文書課において行う。

(審査会の運営に関する事項の委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(新潟県個人情報保護審査会規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 新潟県個人情報保護審査会規則（平成10年新潟県規則第61号）
  - (2) 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成11年新潟県規則第15号）
  - (3) 新潟県個人情報保護条例第17条第3号ウただし書の警察職員を定める規則（平成17年新潟県規則第107号）
  - (4) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県規則第108号）

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第30号**

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(財務諸表)	(財務諸表)
<p><b>第10条</b> 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月総務省告示第221号）に定める<u>純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書</u>とする。</p>	<p><b>第10条</b> 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月総務省告示第221号）に定める<u>キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書</u>とする。</p>

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第31号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p><b>第42条</b> 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p><b>第61条の2</b> 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)</p> <p><b>第62条</b> (略)</p> <p>2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p><b>第42条</b> 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p><b>第61条の2</b> 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)</p> <p><b>第62条</b> (略)</p> <p>2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p>

とする。

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書	(略)	(略)
(略)		
法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書	(略)	(略)
(略)		
不動産の取得(特例適用)申告書(木造家屋用)	条例第43条第1項及び第2項(条例第39条第1項)	(略)
不動産の取得(特例適用)申告書(非木造家屋用)	条例第43条第1項及び第2項(条例第39条第1項)	(略)
不動産の取得(特例適用等)申告書	条例第43条第1項及び第2項(条例第39条第1項又は第46条第1項)	(略)
不動産取得税の減額(還付)申請書	法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において	(略)

するものとする。

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書(指定都市以外用)	(略)	(略)
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書(指定都市用)	第52条	別記第64号様式
(略)		
法人税に係る連結納税の承認等の届出書	(略)	(略)
(略)		
不動産の取得(特例適用)申告書(木造家屋用)	条例第43条第1項(条例第39条)	(略)
不動産の取得(特例適用)申告書(非木造家屋用)	条例第43条第1項(条例第39条)	(略)
不動産の取得(特例適用等)申告書	条例第43条第1項(条例第39条又は第46条)	(略)
不動産取得税の減額(還付)申請書	法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項にお	(略)

	準用する場合を含む。)	
(略)		
贈与税の納税の猶予を受けない不動産取得税の免除に係る届出書	政令 <u>附則第10条第14項</u>	(略)
(略)		

**第63号様式** (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書

(略)

**第74号様式** (第117条関係)

法人税に係る グループ通算制度 の承認等の届出書

(略)	
法人税の <u>グループ通算制度</u> について (承認、取消し、取りやめの承認) があつたので届け出ます。	
(略)	<input type="checkbox"/> <u>グループ通算制度</u> の承認申請の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなつた。 <input type="checkbox"/> <u>通算完全支配関係等</u> を有しなくなつた。 <input type="checkbox"/> 青色申告の承認の取消しの処分があつた。 <input type="checkbox"/> <u>グループ通算制度</u> の適用の取りやめの承認があつた。
(略)	
上記の事由により生じた <u>通算法人</u> の区分に関する事項	<input type="checkbox"/> <u>通算親法人</u> となつた。 <input type="checkbox"/> <u>通算親法人</u> でなくなつた。 <input type="checkbox"/> <u>通算子法人</u> となつた。 <input type="checkbox"/> <u>通算子法人</u> でなくなつた。
最初 <u>通算親法人</u> 事業年度	(略)
<u>通算子法人</u> 適用開始事業年度	
<u>通算子法人</u> の区分	

	いて準用する場合を含む。)	
(略)		
贈与税の納税の猶予を受けない不動産取得税の免除に係る届出書	政令 <u>附則第10条第16項</u>	(略)
(略)		

**第63号様式** (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書  
(指定都市以外用)

(略)

**第64号様式** (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書  
(指定都市用)

(略)

**第74号様式** (第117条関係)

法人税に係る 連結納税 の承認等の届出書

(略)	
法人税の <u>連結納税</u> について (承認、取消し、取りやめの承認) があつたので届け出ます。	
(略)	<input type="checkbox"/> <u>連結納税</u> の承認申請の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなつた。 <input type="checkbox"/> <u>連結完全支配関係等</u> を有しなくなつた。 <input type="checkbox"/> <u>連結納税</u> の承認の取消しの処分があつた。 <input type="checkbox"/> <u>連結納税</u> の適用の取りやめの承認があつた。
(略)	
上記の事由により生じた <u>連結法人</u> の区分に関する事項	<input type="checkbox"/> <u>連結親法人</u> となつた。 <input type="checkbox"/> <u>連結親法人</u> でなくなつた。 <input type="checkbox"/> <u>連結子法人</u> となつた。 <input type="checkbox"/> <u>連結子法人</u> でなくなつた。
最初 <u>連結親法人</u> 事業年度	(略)
<u>連結子法人</u> 適用開始事業年度	
<u>連結子法人</u> の区分	

<u>通算法人</u> となる前の申告期限の延長の有無	事業税及び特別法人事業税	<u>連結法人</u> となる前の申告期限の延長の有無	事業税及び特別法人事業税又は <u>地方法人特別税</u>
<u>通算親法人</u> この届出を行う法人が <u>通算子法人</u> である場合に記入		<u>連結親法人</u> この届出を行う法人が <u>連結子法人</u> である場合に記入	

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式及び第1号様式の2を次のように改める。



別記

第1号様式 (第117条関係)

第1号様式の2 (第117条関係)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第1号様式による徴税吏員証又は別記第1号様式の2による検税吏員証で現に効力を有するものは、改正後の別記第1号様式による徴税吏員証又は別記第1号様式の2による検税吏員証とみなす。

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第32号

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県クリーニング業法施行細則（昭和41年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(消毒方法)</p> <p><b>第4条</b> 法第3条第3項第5号に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 過酢酸消毒（過酢酸濃度150ppm以上の水溶液中に摂氏60度以上で10分間以上浸すこと又は過酢酸濃度250ppm以上の水溶液中に摂氏50度以上で10分間以上浸すことをいう。）</u></p> <p>2 法第3条第3項第5号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 過酢酸濃度150ppm以上かつ摂氏60度以上の水溶液中で10分間以上洗濯する方法又は過酢酸濃度250ppm以上かつ摂氏50度以上の水溶液中で10分間以上洗濯する方法</u></p>	<p>(消毒方法)</p> <p><b>第4条</b> 法第3条第3項第5号に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 法第3条第3項第5号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第33号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前					
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和15年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b>(第3条関係) 事業計画書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 計画投下固定資産額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(略)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号</u>の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの</td> </tr> </table> <p>6～9 (略) (略)</p> <p><b>第2号様式</b>(第3条関係) 個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第6条の3第26項</u>の規定による確定申告書に添付すべきこととされてい</p>		(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号</u> の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b>(第3条関係) 事業計画書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 計画投下固定資産額 <u>(円)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(略)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号</u>の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの</td> </tr> </table> <p>6～9 (略) (略)</p> <p><b>第2号様式</b>(第3条関係) 個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第6条の3第22項</u>の規定による確定申告書に添付すべきこととされてい</p>		(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号</u> の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの
(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号</u> の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの						
(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号</u> の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの						

る書類の写し  
(5) (略)  
(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)			
<table border="1"> <tr> <td> <p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p> </td> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p> </td> <td> <p>に</p> </td> </tr> </table>	<p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	<p>に</p>
<p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	<p>に</p>	

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 次の書類を添付すること。
- (1) (略)
- (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類  
ア・イ (略)  
ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲

る書類の写し  
(5) (略)  
(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)			
<table border="1"> <tr> <td> <p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p> </td> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> </td> <td> <p>に</p> </td> </tr> </table>	<p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	<p>に</p>
<p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	<p>に</p>	

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 次の書類を添付すること。
- (1) (略)
- (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類  
ア・イ (略)  
ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲

げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

エ 租税特別措置法施行令第28条の9第27項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し

オ (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものである。
- 4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	地方税法第72条の2第1項 掲げる事業	第1号 第2号 第3号 第4号
		に

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉖欄及び㉗欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉘欄及び㉙欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉚欄、㉛欄及び㉜欄を除く。)の「課税標準」、「税率」

げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

エ 租税特別措置法施行令第28条の9第23項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し

オ (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものである。
- 4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	地方税法第72条の2第1項 掲げる事業	第1号 第2号 第3号
		に

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉑欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉕欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉖欄及び㉗欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉘欄及び㉙欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

及び「税額」を移記すること。

3～6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p> </td> <td>に</td> </tr> </table> <p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に		

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

2～6 (略)

(裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p> </td> <td>に</td> </tr> </table> <p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に		

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

- 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げ

3～6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> </td> <td>に</td> </tr> </table> <p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に		

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

2～6 (略)

(裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> </td> <td>に</td> </tr> </table> <p>地方税法第72条の2第1項</p> <p>掲げる事業</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に		

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

- 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げ

<p>る事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、<u>それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。</u></p> <p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。</li> <li>3 (略)</li> </ol> <p style="text-align: right;">(裏)</p>	<p>る事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、<u>各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。</u></p> <p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。</li> <li>3 (略)</li> </ol> <p style="text-align: right;">(裏)</p>
--	---

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p><b>第6条</b> 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 <math>A \times B / C + D \times E / F</math></p> <p>算式の符号</p> <p>A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第72条の24の2第1項</u>に規定するガス供給業をいう。以下この号において同じ。）以外の事業に係る所得</p> <p>B～F (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p>	<p style="text-align: center;">(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p><b>第6条</b> 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 <math>A \times B / C + D \times E / F</math></p> <p>算式の符号</p> <p>A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第72条の2第1項第2号</u>に規定するガス供給業をいう。以下この号において同じ。）以外の事業に係る所得</p> <p>B～F (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p>

**第7条** 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県 民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

**附 則**

- (略)  
(この規則の失効)
- この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- (略)

**第4号様式 (第7条関係)**

(略)	
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書  年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分	中間 確定 修正
(略)	課税標準となる法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	
地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> <u>第3号</u> に <u>第4号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額 (2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあ

**第7条** 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県 民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

**附 則**

- (略)  
(この規則の失効)
- この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- (略)

**第4号様式 (第7条関係)**

(略)	
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書  年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分	中間 確定 修正
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> に <u>第3号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (2以上の道府県に事務所又は事



つては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は

業所を有する法人にあつては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」

「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr><td>第1号</td></tr> <tr><td>第2号</td></tr> <tr><td>第3号</td></tr> <tr><td>第4号</td></tr> </table>	第1号	第2号	第3号	第4号
第1号					
第2号					
第3号					
第4号					
地方税法第72条の2第1項	に掲げる事業				

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉔欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉒欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄及び㉒欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉔欄及び㉒欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄、㉒欄及び㉑欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3~5 (略)

(裏)

第5号様式(第7条関係)

(略)
県民税
法人 事業税 不均一課税申告書(予定)
年 月 日から
年 月 日まで の事業年度分

の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr><td>第1号</td></tr> <tr><td>第2号</td></tr> <tr><td>第3号</td></tr> </table>	第1号	第2号	第3号
第1号				
第2号				
第3号				
地方税法第72条の2第1項	に掲げる事業			

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉒欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉒欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉒欄及び㉑欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉑欄及び㉑欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3~5 (略)

(裏)

第5号様式(第7条関係)

(略)
県民税
法人 事業税 不均一課税申告書(予定)
年 月 日から
年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分

(略)	前事業年度の 期間	前事業年度の県 民税額(法人税割 額)(注)
前事業年度の県民税(法人税割)及び事業税の 明細書		
(略)	課税標準となる法人税額	
	2以上の道府県に事務所又は事業 所を有する法人における課税標準 となる法人税額	
	地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> <u>第3号</u> に <u>第4号</u> 掲げる事業	

(略)	前事業年度又 は前連結事業 年度の期間	前事業年度又は 前連結事業年度 の県民税額(法 人税割額)(注)
前事業年度又は前連結事業年度の県民税(法人 税割)及び事業税の明細書		
(略)	課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	
	2以上の道府県に事務所又は事業 所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人 税額	
	地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> に <u>第3号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項

<p>第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、<u>それぞれの事業</u>に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意                  (1)～(3) (略)                  (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「<u>第4号</u>」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p>	<p>第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、<u>各事業</u>に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意                  (1)～(3) (略)                  (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「<u>第3号</u>」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p>
--	---

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則(平成20年新潟県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">法人県民税</td> <td style="width: 60%;">不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限(当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日)</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>別記  <b>第1号様式</b>(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>	法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限(当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日)	(略)	(略)			(略)		<p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">法人県民税</td> <td style="width: 60%;">不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は<u>連結事業年度</u>の申告書の提出期限(当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日)</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>別記  <b>第1号様式</b>(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>	法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は <u>連結事業年度</u> の申告書の提出期限(当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日)	(略)	(略)			(略)	
法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限(当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日)	(略)															
(略)																	
(略)																	
法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は <u>連結事業年度</u> の申告書の提出期限(当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日)	(略)															
(略)																	
(略)																	

県民税 法人 事業税 不均一課税申告書		(中間 確定 修正)
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分		
(略)	課税標準となる法人税額	
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	
	地方税法第72条の2第1項         (第1号 第2号 第3号 第4号)         に掲げる事業	

県民税 法人 事業税 不均一課税申告書		(中間 確定 修正)
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分		
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
	地方税法第72条の2第1項         (第1号 第2号 第3号)         に掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額）が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額）が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項

第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

- (1) (略)
- (2) 「課税標準となる法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。
- (3) (略)
- (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- (5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。
- (6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	地方税法第72条の2第1項	第1号 第2号 第3号 第4号	に
掲げる事業			

注 (略)

(表)

第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

- (1) (略)
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。
- (3) (略)
- (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- (5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。
- (6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	地方税法第72条の2第1項	第1号 第2号 第3号	に
掲げる事業			

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（⑳欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉓欄を除く。）、第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉔欄及び㉖欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉗欄及び㉙欄を除く。）又は第6号様式（その3）の「所得割」欄（㉔欄及び㉖欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉗欄、㉙欄及び㉚欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3～5 （略）

（裏）

第2号様式（第4条関係）

(略)						
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書（予定） 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分						
(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">前事業年度の期間</td> <td>前事業年度の県民税額（法人税割額）(注)</td> </tr> </table>	前事業年度の期間	前事業年度の県民税額（法人税割額）(注)			
前事業年度の期間	前事業年度の県民税額（法人税割額）(注)					
前事業年度の県民税（法人税割）及び事業税の明細書						
(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">課税標準となる法人税額</td> </tr> <tr> <td>2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額</td> </tr> </table>	課税標準となる法人税額	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額			
課税標準となる法人税額						
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             地方税法第72条の2第1項                             <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第4号</td></tr> </table>                             に掲げる事業                         </td> </tr> </table>		地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第4号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号	第4号
地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第4号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号	第4号		
第1号						
第2号						
第3号						
第4号						

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあ

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（㉑欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉕欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉕欄及び㉗欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉕欄及び㉘欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3～5 （略）

（裏）

第2号様式（第4条関係）

(略)					
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書（予定） 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分					
(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">前事業年度又は前連結事業年度の期間</td> <td>前事業年度又は前連結事業年度の県民税額（法人税割額）(注)</td> </tr> </table>	前事業年度又は前連結事業年度の期間	前事業年度又は前連結事業年度の県民税額（法人税割額）(注)		
前事業年度又は前連結事業年度の期間	前事業年度又は前連結事業年度の県民税額（法人税割額）(注)				
前事業年度又は前連結事業年度の県民税（法人税割）及び事業税の明細書					
(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額</td> </tr> <tr> <td>2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額</td> </tr> </table>	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額					
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             地方税法第72条の2第1項                             <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td></tr> </table>                             に掲げる事業                         </td> </tr> </table>		地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号
地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号		
第1号					
第2号					
第3号					

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の道府県に事務所又は事

<p>つては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、<u>地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)</u>による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。</p> <p>2 <u>地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人</u>にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>3 <u>地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人</u>にあつては、<u>それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること</u>。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意                  (1)～(3) (略)                  (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、<u>「第3号」又は「第4号」</u>の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>	<p>業所を有する法人にあつては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、<u>地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)</u>による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。</p> <p>2 <u>地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人</u>にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>3 <u>地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人</u>にあつては、<u>各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること</u>。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意                  (1)～(3) (略)                  (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」<u>又は「第3号」</u>の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>
--	--

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

**第4条** 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成27年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申	(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申



請)

第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

(略)	
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書	中間 確定 修正
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分	
(略)	課税標準となる法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           第1号 第2号 第3号 第4号         </div> 地方税法第72条の2第1項に 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促

請)

第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

(略)	
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書	中間 確定 修正
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分	
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           第1号 第2号 第3号         </div> 地方税法第72条の2第1項に 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促

進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

#### 4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

#### 4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式（その2）の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="4">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号	第4号
第1号	に					
第2号						
第3号						
第4号						
地方税法第72条の2第1項						
掲げる事業						

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄及び㉔欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄、㉔欄及び㉕欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～5 (略)

(裏)

第2号様式(第3条関係)

(略)		
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書(予定)		
年月日から 年月日まで の事業年度分		
(略)	前事業年度の 期間	前事業年度の県 民税額(法人税割)

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="3">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号
第1号	に				
第2号					
第3号					
地方税法第72条の2第1項					
掲げる事業					

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉔欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄及び㉔欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～5 (略)

(裏)

第2号様式(第3条関係)

(略)		
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書(予定)		
年月日から 年月日まで の事業年度分又は連結事業 年度分		
(略)	前事業年度又 は前連結事業	前事業年度又は 前連結事業年度

	額)(注)				
前事業年度の県民税(法人税割)及び事業税の明細書					
(略)	課税標準となる法人税額				
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額				
	地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>第1号</td></tr> <tr><td>第2号</td></tr> <tr><td>第3号</td></tr> <tr><td>第4号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号	第4号
第1号					
第2号					
第3号					
第4号					

年度の期間	の県民税額(法人税割額)(注)			
前事業年度又は前連結事業年度の県民税(法人税割)及び事業税の明細書				
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			
	地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>第1号</td></tr> <tr><td>第2号</td></tr> <tr><td>第3号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号
第1号				
第2号				
第3号				

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、そ

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の

<p>それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p>	<p>別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p>
--	--

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

**第5条** 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（令和3年新潟県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p><b>別記</b> <b>第1号様式</b>（第3条関係） 事業計画書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 計画投下固定資産額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(略)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの</td> </tr> </table> <p>6～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第2号様式</b>（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取</p>	(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの	<p><b>別記</b> <b>第1号様式</b>（第3条関係） 事業計画書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 計画投下固定資産額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(略)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの</td> </tr> </table> <p>6～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第2号様式</b>（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取</p>	(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの
(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの				
(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの				

- 得等をしたことを明らかにする書類
- (1) (略)
- (2) 租税特別措置法第12条第6項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書
- (3)・(4) (略)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

	(略)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             地方税法第72条の2第1項 掲げる事業           </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             第1号 第2号 第3号 第4号           </div>

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 (略)
- 記入上の注意
- 1 (略)
  - 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第

- 得等をしたことを明らかにする書類
- (1) (略)
- (2) 租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書
- (3)・(4) (略)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

	(略)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             地方税法第72条の2第1項 掲げる事業           </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             第1号 第2号 第3号           </div>

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 (略)
- 記入上の注意
- 1 (略)
  - 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第

1号]、「第2号]、「第3号]又は「第4号]の該当するものを○印で囲むこと。

3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものである。

4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="4">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号	第4号
第1号	に					
第2号						
第3号						
第4号						
地方税法第72条の2第1項	掲げる事業					

注 (略)

(表)

記入上の注意

1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号]、「第2号]、「第3号]又は「第4号]の該当するものを○印で囲むこと。

2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉖欄及び㉗欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉘欄及び㉙欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉚欄、㉛欄及び㉜欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3~6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="4">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号	第4号
第1号	に					
第2号						
第3号						
第4号						
地方税法第72条の2第1項	掲げる事業					

注 (略)

(表)

1号]、「第2号]又は「第3号]の該当するものを○印で囲むこと。

3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものである。

4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="3">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号
第1号	に				
第2号					
第3号					
地方税法第72条の2第1項	掲げる事業				

注 (略)

(表)

記入上の注意

1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号]、「第2号]又は「第3号]の該当するものを○印で囲むこと。

2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉑欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉔欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉕欄及び㉖欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉗欄及び㉘欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3~6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="3">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号
第1号	に				
第2号					
第3号					
地方税法第72条の2第1項	掲げる事業				

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
  - 2～6 (略)
- (裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)

地方税法第72条の2第1項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第1号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第2号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第3号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第4号</div>
に掲げる事業	

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 (略)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
  - 2～6 (略)
- (裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)

地方税法第72条の2第1項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第1号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第2号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第3号</div>
に掲げる事業	

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 (略)



(裏)

(裏)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の規定（附則第2項、別記第1号様式及び別記第2号様式の規定を除く。）、第2条の規定による改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の規定（附則第2項の規定を除く。）、第3条の規定による改正後の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の規定及び第5条の規定による改正後の新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の規定（別記第1号様式及び別記第2号様式の規定を除く。）は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の事業税及び県民税について適用し、同日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の事業税及び県民税については、なお従前の例による。

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第34号**

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

新潟県訓練手当支給規則（昭和44年新潟県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後										改 正 前													
<b>別記</b> <b>第1号様式（第11条関係）</b> 訓練手当受給資格認定申請書 (略)										<b>別記</b> <b>第1号様式（第11条関係）</b> 訓練手当受給資格認定申請書 (略)													
(略)										(略)													
8 他 の給 付金 等の 受給 状況		(略)								8 他 の給 付金 等の 受給 状況		(略)											
期間										認定日	年	月	日	期間						認定日	年	月	日
9 受取口座 該当する □にレ印を 付すること。		□公金受取 口座を利用 (利用す る場合は 口座情報 記入不要) マイナ ンバー(個 人番号)を 右欄に記 入すること。		マイナ ンバー (個人 番号)																			

振込口座を指定 別紙「相手方登録申込書」に振込口座に関する必要事項を記入し提出すること。

10 (略)  
寄宿及び家族に関する事項

(略)

注 新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、10欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

9 (略)  
寄宿及び家族に関する事項

(略)

注 新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、9欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。



新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第35号

新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則（平成18年新潟県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後		改正前											
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p><u>(条例第2条第1号の規則で定めるもの)</u></p> <p><b>第1条の2</b> <u>条例第2条第1号の規則で定めるものは、別表に掲げる植物とする。</u></p> <p><b>附則</b> (略)</p> <p><b>別表</b> (第1条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植物名</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">カーネーション</td> <td>(1) 青紫色カーネーション123.2.2 (<i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40619-8)</td> </tr> <tr> <td>(2) 青紫色カーネーション11 (<i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-07442-5)</td> </tr> <tr> <td>(3) 青紫色カーネーション123.2.38 (<i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40644-6)</td> </tr> <tr> <td>(4) 青紫色カーネーション123.8.8 (<i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40685-2)</td> </tr> <tr> <td>(5) 青紫色カーネーション (<i>F3'5'H, DFR, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (123.8.12, OECD UI: FLO-40689-6)</td> </tr> <tr> <td>(6) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション (<i>F3'5'H, DFR, dsDFR, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (25958, OECD UI: IFD-25958-3)</td> </tr> <tr> <td>(7) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション (<i>F3'5'H, Cyt b<sub>5</sub>, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (26407, OECD</td> </tr> </tbody> </table>		植物名	名称	カーネーション	(1) 青紫色カーネーション123.2.2 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40619-8)	(2) 青紫色カーネーション11 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-07442-5)	(3) 青紫色カーネーション123.2.38 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40644-6)	(4) 青紫色カーネーション123.8.8 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40685-2)	(5) 青紫色カーネーション ( <i>F3'5'H, DFR, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (123.8.12, OECD UI: FLO-40689-6)	(6) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション ( <i>F3'5'H, DFR, dsDFR, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (25958, OECD UI: IFD-25958-3)	(7) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション ( <i>F3'5'H, Cyt b<sub>5</sub>, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (26407, OECD	<p><b>第1条</b> (略)</p> <p><b>附則</b> (略)</p>	
植物名	名称												
カーネーション	(1) 青紫色カーネーション123.2.2 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40619-8)												
	(2) 青紫色カーネーション11 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-07442-5)												
	(3) 青紫色カーネーション123.2.38 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40644-6)												
	(4) 青紫色カーネーション123.8.8 ( <i>F3'5'H, DFR, Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40685-2)												
	(5) 青紫色カーネーション ( <i>F3'5'H, DFR, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (123.8.12, OECD UI: FLO-40689-6)												
	(6) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション ( <i>F3'5'H, DFR, dsDFR, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (25958, OECD UI: IFD-25958-3)												
	(7) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション ( <i>F3'5'H, Cyt b<sub>5</sub>, surB, Dianthus caryophyllus</i> L.) (26407, OECD												

	UI: IFD-26407-2) (8) 青紫色及び除草剤クロロスル フロン耐性カーネーション ( <i>F3'5'H, DFR, surB, Dianthus</i> <i>caryophyllus</i> L.) (11363, OECD UI: FLO-11363-2)
バラ	(1) フラボノイド生合成経路を改変 したバラ ( <i>F3'5'H, 5AT, Rosa</i> <i>hybrida</i> ) (WKS82/130-4-1, OECD UI: IFD-52401-4) (2) フラボノイド生合成経路を改変 したバラ ( <i>F3'5'H, 5AT, Rosa</i> <i>hybrida</i> ) (WKS82/130-9-1, OECD UI: IFD-52901-9)
ファレノ プシス	青紫色ファレノプシス ( <i>CcF3'5'H,</i> <i>Phalaenopsis</i> Wedding Promenade) (311NR, OECD UI: ISK-311NR-4)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第36号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則(平成12年新潟県規則第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動別表号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動後別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号(以下「削除別表号」という。)を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

改正後		改正前	
別表(第6条、第9条関係)		別表(第6条、第9条関係)	
機械器具等	使用料 (1時間につき)	機械器具等	使用料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) クロマト庫	<u>290円</u>	(1) クロマト庫	<u>280円</u>
(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>520円</u>	(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>500円</u>
(3) プレハブ冷凍庫	<u>350円</u>	(3) <u>プレハブ調湿庫</u>	<u>360円</u>
(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,300円</u>	(4) <u>プレハブ冷蔵庫</u>	<u>200円</u>
(5) 衝撃式粉砕機	<u>420円</u>	(5) <u>プレハブ冷凍庫</u>	<u>340円</u>
(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,840円</u>	(6) 精密テストロール製粉機	<u>1,250円</u>
(7) (略)	(略)	(7) 衝撃式粉砕機	<u>410円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>3,450円</u>	(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>3,110円</u>
(2) 糖分析装置	<u>830円</u>	(2) <u>香気成分回収分析装置</u>	<u>520円</u>
(3) 有機酸分析装置	<u>970円</u>	(3) 糖分析装置	<u>770円</u>
(4) 生体微量酵素解析システム	<u>490円</u>	(4) 有機酸分析装置	<u>930円</u>
(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,150円</u>	(5) 生体微量酵素解析システム	<u>470円</u>
(6) 示差走査熱量計	<u>760円</u>	(6) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,110円</u>
(7) 香気成分回収装置	<u>1,060円</u>	(7) 示差走査熱量計	<u>740円</u>
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則(平成12年新潟県規則第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動別表号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動後別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号(以下「削除別表号」という。)を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)	機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) 製菓製パン用電熱窯	420円	(1) <u>包あん成形機</u>	<u>300円</u>
(2) 蒸気発生式オープン	360円	(2) 製菓製パン用電熱窯	<u>410円</u>
(3) パン用ホイロ	250円	(3) 蒸気発生式オープン	<u>340円</u>
(4) (略)	(略)	(4) パン用ホイロ	<u>240円</u>
(5) 卓上型カッターミキサー	190円	(5) (略)	(略)
(6) 大型送風定温乾燥機	250円	(6) 卓上型カッターミキサー	<u>180円</u>
(7) (略)	(略)	(7) <u>カップシール機</u>	<u>180円</u>
(8) 水引き粉製造装置	320円	(8) 大型送風定温乾燥機	<u>240円</u>
(9) 減圧フライ機	310円	(9) <u>串団子製造機</u>	<u>200円</u>
(10) 高温高圧調理殺菌装置	1,520円	(10) (略)	(略)
(11) 米菓生地乾燥機	380円	(11) <u>製麺機</u>	<u>290円</u>
(12) 冷凍利用型米菓製造システム	1,070円	(12) 水引き粉製造装置	<u>310円</u>
(13) テスト焼機	1,400円	(13) 減圧フライ機	<u>300円</u>
(14) (略)	(略)	(14) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,490円</u>
(15) (略)	(略)	(15) 米菓生地乾燥機	<u>360円</u>
(16) フィルタープレス	230円	(16) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>1,160円</u>
(17) 練出機	220円	(17) テスト焼機	<u>1,410円</u>
		(18) (略)	(略)
		(19) (略)	(略)
		(20) フィルタープレス	<u>220円</u>
		(21) 練出機	<u>210円</u>



(18) 餅生地通風乾燥機	<u>240円</u>	(22) 餅生地通風乾燥機	<u>230円</u>
(19) (略)	(略)	(23) (略)	(略)
(20) (略)	(略)	(24) (略)	(略)
(21) (略)	(略)	(25) (略)	(略)
(22) (略)	(略)	(26) (略)	(略)
(23) (略)	(略)	(27) (略)	(略)
(24) (略)	(略)	(28) (略)	(略)
(25) 機械製式 <sup>きく</sup> 装置	<u>250円</u>	(29) 機械製式 <sup>きく</sup> 装置	<u>240円</u>
(26) 納豆発酵器	<u>270円</u>	(30) 納豆発酵器	<u>260円</u>
(27) 定圧大豆蒸煮缶	<u>220円</u>	(31) 定圧大豆蒸煮缶	<u>210円</u>
(28) (略)	(略)	(32) (略)	(略)
(29) (略)	(略)	(33) (略)	(略)
(30) (略)	(略)	(34) (略)	(略)
(31) 圧扁 <sup>へん</sup> ロール製粉機	<u>420円</u>	(35) 圧扁 <sup>へん</sup> ロール製粉機	<u>410円</u>
(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,270円</u>	(36) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,230円</u>
(33) ジャーファーメンター	<u>870円</u>	(37) ジャーファーメンター	<u>880円</u>
(34) 大豆脱皮機器	<u>470円</u>	(38) 大豆脱皮機器	<u>450円</u>
(35) (略)	(略)	(39) (略)	(略)
(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>730円</u>	(40) 湿熱殺菌処理装置	<u>720円</u>
(37) 製麺設備	<u>380円</u>		
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) ファリノグラフ	<u>360円</u>	(2) ファリノグラフ	<u>350円</u>
(3) エキステンソグラフ	<u>220円</u>	(3) インテグレーター	<u>220円</u>
(4) 分光蛍光光度計システム	<u>250円</u>	(4) アミログラフイー	<u>220円</u>
(5) (略)	(略)	(5) エキステンソグラフ	<u>210円</u>
(6) デジタルマイクروسコープ	<u>360円</u>	(6) 水分活性測定装置	<u>190円</u>
(7) マルチタイプICP発光分光分析装置	<u>2,000円</u>	(7) 分光蛍光光度計システム	<u>240円</u>
(8) マイクロ波試料前処理装置	<u>320円</u>	(8) (略)	(略)
(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,050円</u>	(9) 削除	
(10) 油脂成分自動抽出処	<u>440円</u>	(10) デジタルマイクروسコープ	<u>280円</u>
		(11) マルチタイプICP発光分光分析装置	<u>1,830円</u>
		(12) マイクロ波試料前処理装置	<u>310円</u>
		(13) 食物繊維自動抽出装置	<u>1,900円</u>
		(14) 油脂成分自動抽出処	<u>420円</u>

理装置		理装置	
(11) マッフル炉	230円	(15) マッフル炉	250円
(12) 窒素蒸留滴定装置	340円	(16) 窒素蒸留滴定装置	290円
(13) (略)	(略)	(17) (略)	(略)
(14) 粒度分布測定装置	1,100円		
(15) テクスチャーアナライザー	460円		
(16) 水分活性測定装置	200円		
(17) 生地物性測定装置	580円		
(18) 食感測定装置	240円		
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第38号**

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(敷地と道路との関係の特例の認定の申請等)</p> <p><b>第4条</b> 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書の正本1通及び副本2通に、それぞれ省令別表第2 <u>(一)の項(ろ)の欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図</u>、申請理由書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(敷地と道路との関係の特例の認定の申請等)</p> <p><b>第4条</b> 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書の正本1通及び副本2通に、それぞれ省令別表第2 <u>(い)の項に掲げる付近見取図、配置図及び平面図並びに同表(ろ)の項に掲げる立面図及び断面図</u>、申請理由書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第39号

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設業法施行細則（昭和44年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる者は、関係書類正本1通及び副本<u>1通</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>2</u> 法第3条第1項の規定による許可に関する証明を申請する者は、別記様式による申請書正本1通及び交付を受けようとする証明書の数に相当する数の副本を<u>知事に</u>提出しなければならない。</p> <p><b>別記様式</b> (第2条関係) (略) 建設業許可証明申請書 (略) <u>新潟県知事</u> 様 (略)  新潟県知事 印</p>	<p>(書類の提出)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる者は、関係書類正本1通及び副本<u>2通</u>を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 法第3条第1項の規定による許可に関する証明を申請する者は、別記様式による申請書正本1通及び交付を受けようとする証明書の数に相当する数の副本を提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>前項の規定による書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長に提出しなければならない。</u></p> <p><b>別記様式</b> (第2条関係) (略) 建設業許可証明申請書 (略) <u>地域振興局長</u> 様 (略)  地域振興局長 印</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

#### 新潟県規則第40号

新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(書類の提出) <b>第13条</b> (略) 2 (略) 3 法又は省令の規定により提出する解体工事業に係る書類は、正本1通とし、知事に提出しなければならない。	(書類の提出) <b>第13条</b> (略) 2 (略) 3 法又は省令の規定により提出する解体工事業に係る書類は、 <u>主たる営業所の所在地が新潟県内にある者にあつては正副2通とし、当該所在地を所管する地域振興局長を経由して、その他の者にあつては正本1通とし、知事に提出しなければならない。</u>

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第41号**

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p><u>2  次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する期間から、次の各号に該当するごとに5日短縮することができる。ただし、この場合においても、当該期間を10日未満とすることはできない。</u></p> <p><u>(1) 公告をインターネットにより行う場合</u></p> <p><u>(2) 入札説明書の配付を公告を行った日からインターネットにより行う場合</u></p> <p><u>3  前2項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、かつ、当該特定調達契約の一般競争入札に係る公告及び入札説明書の配付をインターネットを使用して同時に行う場合においては、第1項に規定する期間を13日までに短縮することができる。</u></p> <p><u>4  契約担当者は、第1項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により、記載しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>5 （略）</u></p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項又は第10条第6項に規定する公示については、<u>前条第1項から第4項までの規定を準用する。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2  契約担当者は、前項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により、記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項又は第10条第6項に規定する公示については、<u>前条第1項及び第2項の規定を準用する。</u></p> <p>2～4 （略）</p>

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第11号

本 庁  
労働委員会事務局

新潟県労働委員会事務局処務規程（昭和36年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第2条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、<u>修学部分休業、高齡者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上<del>の</del>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等<del>を</del>すること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第2条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上<del>の</del>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等<del>を</del>すること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

告 示

◎新潟県告示第349号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二期新潟県カワウ管理計画を策定したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧期間  
令和5年3月31日から同年4月28日まで
- 縦覧の場所  
県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉（環境）部及び津川地区振興事務所  
[本告示についての問合せ]  
新潟県環境局環境対策課自然共生室  
新潟市中央区新光町4番地1  
電話：025-280-5152

◎新潟県告示第350号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任

者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付及び書換え等に関する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

◎新潟県告示第351号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の令和5年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0614651302858
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999989768
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999958085
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8552047537826
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8503285500314
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8691967847346

◎新潟県告示第352号

新潟県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱（平成13年3月新潟県告示第649号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p><b>別表第2（第5条関係）</b>                      衛生管理責任者等の設置に関する基準                      (1)・(2)（略）                      (3) 衛生管理責任者及び有機溶剤管理責任者は、当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があるときは、直ちに当該営業施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。  <u>ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。</u>                      (4)・(5)（略）</p>	<p><b>別表第2（第5条関係）</b>                      衛生管理責任者等の設置に関する基準                      (1)・(2)（略）                      (3) 衛生管理責任者及び有機溶剤管理責任者は、当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があるときは、直ちに当該営業施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。                      (4)・(5)（略）</p>

◎新潟県告示第353号

地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務



新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）第13条別表第2に掲げる使用料の徴収に関する事務

- 2 受託者の氏名又は名称及び住所  
 県立長岡屋内総合プール共同事業体  
 東京都中野区東中野三丁目18番12号
- 3 委託の始期  
 令和5年4月1日

◎新潟県告示第354号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	八日市荒田14番1ほか23筆 5.3ha
関川村	2者	金俣686番ほか54筆 3.4ha
新発田市	43者	東新町4丁目213番1ほか503筆 68.1ha
阿賀野市	35者	小浮千苜95番ほか275筆 26.6ha
胎内市	8者	小舟戸家ノ浦239番ほか96筆 18.3ha
聖籠町	41者	道賀新田土橋1803番ほか194筆 6.1ha
新潟市	265者	北区長戸呂縄内4327番ほか2337筆 240.1ha
三条市	9者	大宮新田出来潟720番ほか83筆 8.9ha
燕市	1者	米納津砂田5454番1ほか12筆 1.3ha
加茂市	3者	加茂舟戸2855番ほか29筆 4.8ha
田上町	2者	湯川柳端108番ほか33筆 3.5ha
弥彦村	4者	村山入道橋1071番ほか18筆 1.7ha
長岡市	25者	大荒戸町西之割（土地改良）2513番ほか327筆 67.9ha
見附市	8者	島切窪町堤下834番1ほか188筆 40.2ha
小千谷市	1者	片貝町八島前11930番ほか15筆 3.4ha
出雲崎町	1者	神条宮ノ下1964番ほか3筆 0.9ha
魚沼市	2者	干溝山畑1431番1ほか26筆 1.5ha
南魚沼市	5者	茗荷沢665番2ほか69筆 6.8ha
十日町市	1者	下島470番ほか17筆 2.2ha
津南町	1者	下船渡丁1468番ほか7筆 0.6ha
柏崎市	20者	中田土下619番1ほか112筆 10.0ha
上越市	35者	滝寺御香田2225番ほか1315筆 121.0ha
妙高市	38者	十日市古町217番ほか633筆 31.0ha
糸魚川市	1者	根小屋2676番1ほか5筆 0.6ha
佐渡市	11者	加茂歌代中川内2980番1ほか68筆 9.2ha
合計	564者	6,467筆 683.4ha

2 認可年月日

令和5年3月31日

◎新潟県告示第355号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域  
姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域
- 2 区分  
10トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業
- 3 届出年月日  
令和5年2月16日

◎新潟県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和5年4月3日から令和5年4月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市 新津郷土地改良区	新津郷土地改良区	維持管理事業	変更	維持管理計画書の写し	新潟市秋葉区役所、五泉市役所、田上町役場	第48条

- 1 異議の申出について  
この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
  - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
  - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和5年3月31日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
上越市、妙高市 和田土地改良区	十ヶ字	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	令和5年3月3日

◎新潟県告示第358号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>1部</u>とする。</p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>2部</u>とする。<u>ただし、新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては正本1部、副本1部とする。</u></p>
<p>(資格審査申請の種類等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 定期申請は、<u>平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の別に定める期間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(資格審査の申請期間等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 定期申請は、<u>次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間</u>に行わなければならない。                  (1) <u>県内建設業者 平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から12月28日までの期間</u>                  (2) <u>県外建設業者 定期申請年の前年の11月1日から12月28日までの期間</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、<u>副本1部</u>とする。<u>ただし、県外建設業者にあつては、正本1部とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>
<p><b>第8条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、承継認可を受けた申請者が当該承継認可の通知を受けた日から20日以内に前項の申請をする場合には、前条第2項第4号に掲げる添付書類を提出することを要しない。この場合において、当該申請者は、法の規定による建設業者としての地位を承継する日（以下「地位承継日」という。）から30日以内に法人の登記事項証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 承継認可を受けた申請者が当該承継認可の通知</p>	<p><b>第8条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、承継認可を受けた申請者が当該承継認可を受けた日から20日以内に前項の申請をする場合には、前条第2項第4号に掲げる添付書類を提出することを要しない。この場合において、当該申請者は、法の規定による建設業者としての地位を承継する日（以下「地位承継日」という。）から30日以内に法人の登記事項証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 承継認可を受けた申請者が当該承継認可を受け</p>

を受けた日から20日以内に第1項の申請をした場合において、地位承継日が知事から参加資格を承継させる旨の通知を受けた日又は参加資格を承継させない旨の通知を受けた日(以下「通知受理日」という。)の前日以前であるときは、同項の申請の日又は地位承継日のいずれか遅い日から通知受理日までは、被承継人に対して認めた参加資格は、当該申請者に対して認めたものとみなす。

4 (略)

第13条 削除

(資格審査の申請)

第15条 (略)

2 (略)

3 経常共同企業体の資格審査に係る申請書類の提出部数については、第8条第3項の規定を準用する。

第22条 (略)

別記(第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)・(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日以前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(新潟県に主たる営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。)を有する者に限る。)

(4)~(6) (略)

た日から20日以内に第1項の申請をした場合において、地位承継日が知事から参加資格を承継させる旨の通知を受けた日又は参加資格を承継させない旨の通知を受けた日(以下「通知受理日」という。)の前日以前であるときは、同項の申請の日又は地位承継日のいずれか遅い日から通知受理日までは、被承継人に対して認めた参加資格は、当該申請者に対して認めたものとみなす。

4 (略)

(書類の経由)

第13条 この章の規定により県内建設業者が提出する書類は、その主たる営業所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(資格審査の申請)

第15条 (略)

2 (略)

3 経常共同企業体の資格審査に係る申請書類の提出部数については、第8条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「県外建設業者」とあるのは、「代表者が県外建設業者である経常共同企業体」と読み替えるものとする。

(書類の経由)

第22条 この章の規定により経常共同企業体が提出する書類については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条中「県内建設業者」とあるのは「代表者が県内建設業者である経常共同企業体」と、「その」とあるのは「当該県内建設業者の」と読み替えるものとする。

第23条 (略)

別記(第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)・(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日以前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(県内建設業者に限る。)

(4)~(6) (略)

◎新潟県告示第359号

新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成7年1月新潟県告示第96号)の一部を次のよう

に改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>1部</u>とする。</p> <p>(資格審査申請の種類等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 定期申請は、平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の<u>別に定める期間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部とする。</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>2部</u>とする。<u>ただし、新潟県に主たる営業所を有する者（以下「県内業者」という。）以外の者（以下「県外業者」という。）</u>にあつては、正本1部、副本1部とする。</p> <p>(資格審査の申請期間等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 定期申請は、平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の<u>11月1日から12月28日までの間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、<u>副本1部</u>とする。<u>ただし、県外業者にあつては、正本1部とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p><b>第12条</b> <u>第3条、第8条、第9条又は第10条の規定により県内業者が提出する書類は、その主たる営業所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><b>第13条</b> (略)</p>

◎新潟県告示第360号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 農業地域について次の区域を縮小する。

区域	面積 (ヘクタール)
長岡市の一部	40
見附市の一部	20

2 森林地域について次の区域を縮小する。

区域	面積 (ヘクタール)
阿賀野市の一部	86

◎新潟県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市五十公野字七軒町5142番1から 同市米倉字土浄興野1988番1まで	新	9.3～43.0メートル	3,190.6メートル
	旧	(A)7.8～23.2メートル	2,679.7メートル
		(B)9.3～43.0メートル	3,190.6メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間県道八幡新田島潟線と重用

◎新潟県告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 村上都市計画下水道  
名称 村上市都市下水路
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 村上都市計画下水道  
名称 村上市公共下水道（村上処理区）
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

---

◎新潟県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 村上都市計画下水道  
名称 村上市公共下水道（荒川処理区）
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課
- 

◎新潟県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画下水道  
名称 新潟市西部公共下水道
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課
- 

◎新潟県告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画下水道  
名称 新潟特定環境保全公共下水道（島見処理区）
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課
- 

◎新潟県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画下水道  
名称 第7号内野都市下水路、第8号五十嵐中島都市下水路、巻都市下水路
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課
- 

◎新潟県告示第368号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

---

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗		3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
(略)	(略)	(略)	(略)
みずほ信託銀行 新潟支店	新潟市	みずほ信託銀行 新潟支店	新潟市
(略)	(略)	三井住友信託銀行 新潟支店	"
		" 新潟中央支店	"
(略)	(略)	(略)	(略)

病院局告示

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立坂町病院	内科、脳神経内科、消化器内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 <u>歯科</u>	新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、外科、 <u>整形外科</u> 、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 <u>歯科</u> 、 <u>麻酔科</u>

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全身麻酔装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年3月31日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
全身麻酔装置 一式



(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。

(3) 納入期限  
令和5年12月28日(木)

(4) 納入場所  
新潟県立中央病院 手術室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年4月5日(水)午後5時15分

## 4 入開札の日時及び場所

令和5年4月10日(月)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

## (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (10) その他

詳細は入札説明書による。

**議 会 規 程**

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県議会議長 楡井 辰雄

### 新潟県議会規程第1号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年新潟県条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

**第3条** 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書番号

(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

**第4条** 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。  
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

**第5条** 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 2次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項  
（電磁的方法）

**第6条** 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）  
（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

**第7条** 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。  
（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

**第8条** 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報

ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを議長が指定する場所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
  - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
  - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
    - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
    - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
  - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 8 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

**第9条** 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

**第10条** 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
  - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
    - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
    - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
  - 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
  - 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、

直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

**第11条** 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 議長が指定する場所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに議長が指定する場所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に議長が指定する場所における開示を実施することができる日のうちから議長が指定する場所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

**第12条** 条例第24条第1項の書面は、別記第2号様式による開示決定通知書とする。

2 条例第24条第2項の書面は、別記第3号様式による開示をしない旨の決定通知書とする。

(開示決定等期限延長通知書)

**第13条** 条例第25条第2項の書面は、別記第4号様式による開示決定等期限延長通知書とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

**第14条** 条例第26条第1項の書面は、別記第5号様式による開示決定等期限特例延長通知書とする。

(第三者意見照会書等)

**第15条** 条例第27条第1項の規定による通知は、別記第6号様式による第三者意見照会書により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、別記第7号様式による第三者意見照会書とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、別記第8号様式による第三者開示決定等意見書とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、別記第9号様式による開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書とする。

(電磁的記録の開示方法)

**第16条** 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力した

ものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

**第17条** 条例第28条第3項の規定による申出は、別記第10号様式による開示の実施方法等申出書により行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

**第18条** 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、別記第11号様式による訂正請求書とする。

(訂正決定通知書等)

**第19条** 条例第34条第1項の書面は、別記第12号様式による訂正決定通知書とする。

2 条例第34条第2項の書面は、別記第13号様式による訂正をしない旨の決定通知書とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

**第20条** 条例第35条第2項の書面は、別記第14号様式による訂正決定等期限延長通知書とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

**第21条** 条例第36条第1項の書面は、別記第15号様式による訂正決定等期限特例延長通知書とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

**第22条** 条例第37条の書面は、別記第16号様式による保有個人情報提供先への訂正決定通知書とする。

(利用停止請求書)

**第23条** 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、別記第17号様式による利用停止請求書によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

**第24条** 条例第41条第1項の書面は、別記第18号様式による利用停止決定通知書とする。

2 条例第41条第2項の書面は、別記第19号様式による利用停止をしない旨の決定通知書とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

**第25条** 条例第42条第2項の書面は、別記第20号様式による利用停止決定等期限延長通知書とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

**第26条** 条例第43条第1項の書面は、別記第21号様式による利用停止決定等期限特例延長通知書とする。

(諮問をした旨の通知書)

**第27条** 条例第45条第2項の規定による通知は、別記第22号様式による諮問をした旨の通知書により行うものとする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年新潟県議会規程第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年新潟県議会規程第1号)の施行後遅滞なく」とする。

別記

第1号様式(第9条関係)

開示請求書

年 月 日

新潟県議会議長 様

(郵便番号 - )

請求者 住所又は居所  
氏名

( 代理人である法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印 )

連絡先(電話番号 )

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)	
求める開示の実施方法等	<p>1 又は2に○印を付してください。1を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。</p> <p>1 事務局における開示の実施を希望する。        &lt;実施の方法&gt; <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付  <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>&lt;実施を希望する日&gt;  <input type="checkbox"/> 希望日は開示決定後に調整して決めることを希望する。  <input type="checkbox"/> 下記の日程に開示の実施を希望する。        ※希望に添えない場合があります        年 月 日</p> <p>2 写しの送付を希望する。</p>
本人確認等	<p>1 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p> <p>2 請求者本人確認書類  <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証  <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)  <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  <input type="checkbox"/>その他( )        ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)        (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人  <input type="checkbox"/>任意代理人委任者        (ふりがな)        (2) 本人の氏名        (3) 本人の住所又は居所</p>





第2号様式 (第12条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示する保有個人 情報の利用目的	
開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 事務局における開示の実施 日時： 年 月 日 時 分ごろ 場所： <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示の実施 (準備日数、写しなどの作成及び送付に要する費用)
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式 (第12条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示をしない理由	条例第20条第1項第○号該当 (理由)
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
条例第25条に 規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

第5号様式 (第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
条 例 第 2 5 条 に 規 定 す る 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 有 個 人 情 報 の 相 当 の 部 分 に つ い て 開 示 す る か ど う か の 決 定 を 行 う 期 限	年 月 日まで
残 り の 保 有 個 人 情 報 に つ い て 開 示 す る か ど う か の 決 定 を 行 う 期 限	年 月 日まで
条 例 第 2 6 条 第 1 項 の 規 定 ( 開 示 決 定 等 の 期 限 の 特 例 ) を 適 用 す る 理 由	
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

第6号様式 (第15条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺います。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を 年 月 日までに提出くださるようお願いします。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先 ( 担 当 課 )	郵便番号 — 所在地 名 称 電話番号( ) — 内線
備 考	



第7号様式 (第15条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺います。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を 年 月 日までに提出くださるようお願いします。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課)	郵便番号 ー 所在地 名称 電話番号( ) ー 内線
備考	



第9号様式 (第15条第7項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 名 称 等	
開 示 す る こ と を 決 定 し た あ な た に 関 す る 情 報	
開 示 す る こ と と し た 理 由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



第11号様式 (第18条関係)

訂正請求書

年 月 日

新潟県議会議長 様

(郵便番号 - )  
 請求者 住所又は居所  
 氏名  
 (代理人である法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印 )  
 連絡先 (電話番号 )

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
本人確認等	1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
	4 請求資格確認書類 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 法定代理人による請求 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 任意代理人による請求 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )



第12号様式 (第19条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
訂正年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	



付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第13号様式 (第19条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正をしないこと とした理由	
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第14号様式 (第20条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
条例第35条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備考	

第15号様式 (第21条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
条例第35条第1項に 規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特例延長後の決定期限	年 月 日まで
条例第36条第1項の規定 (訂正決定等の期限の特 例)を適用する理由	
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

第16号様式 (第22条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を 特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備 考	

第17号様式 (第23条関係)

利用停止請求書

年 月 日

新潟県議会議長 様

(郵便番号 - )

請求者 住所又は居所  
氏名

( 代理人である法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印 )

連絡先 (電話番号 )

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 条例第38条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
本人確認等	1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
	4 請求資格確認書類 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 法定代理人による請求 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 任意代理人による請求 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )





第18号様式（第24条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第19号様式 (第24条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止をしない こととした理由	
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第20号様式 (第25条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
条例第42条第1項に 規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

第21号様式 (第26条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
条例第42条第1項 に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特例延長後の決定期限	年 月 日まで
条例第43条第1項の規定 (利用停止決定等の期限の 特例)を適用する理由	
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

第22号様式（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟県議会議長

## 諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの新潟県議会議長に対する審査請求について、次のとおり新潟県個人情報保護審査会に諮問したので、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	
審査請求に係る開示 決定等〔訂正決定等、 利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
担 当 課	電話番号 ( ) - 係名 内線
備 考	

(注1) 「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・文書番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類（開示決定、非開示決定等）を記載する。

(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、個人情報保護審査会が付す番号である。

議会告示

◎新潟県議会告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の廃止により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成25年3月26日新潟県議会告示第2号）は、廃止する。

令和5年3月31日

新潟県議会議長 楡井 辰雄

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第4号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(書記長の専決事項) <b>第3条</b> 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>個人情報ファイル簿の作成等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 (5)～(7) (略)	(書記長の専決事項) <b>第3条</b> 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>個人情報取扱事務の登録等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 (5)～(7) (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する

新潟県選挙管理委員会規程第5号

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年新潟県選挙管理委員会規程第6号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項及び第4条第2項の規定により、新潟県議会議員一般選挙及び新潟市議会議員一般選挙を同時選挙として、令和5年4月9日に行う。

なお、新潟県議会議員一般選挙における各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりである。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会



	委員長 天井 貞
新潟市北区選挙区	2人
新潟市東区選挙区	2人
新潟市中央区選挙区	3人
新潟市江南区選挙区	1人
新潟市秋葉区選挙区	2人
新潟市南区選挙区	1人
新潟市西区選挙区	3人
新潟市西蒲区選挙区	1人
長岡市三島郡選挙区	6人
上越市選挙区	5人
三条市選挙区	2人
柏崎市刈羽郡選挙区	2人
新発田市北蒲原郡選挙区	3人
小千谷市選挙区	1人
加茂市南蒲原郡選挙区	1人
十日町市中魚沼郡選挙区	2人
見附市選挙区	1人
村上市岩船郡選挙区	2人
燕市西蒲原郡選挙区	2人
糸魚川市選挙区	1人
妙高市選挙区	1人
五泉市東蒲原郡選挙区	2人
阿賀野市選挙区	1人
佐渡市選挙区	2人
魚沼市選挙区	1人
南魚沼市南魚沼郡選挙区	2人
胎内市選挙区	1人

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任した。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

選挙区	職名	住所	氏名
新潟市北区	選挙長	新潟市北区	春日 美雪
	同職務代理者	新潟市中央区	東理 守
新潟市東区	選挙長	新潟市東区	石塚 清
	同職務代理者	新潟市中央区	大竹 和浩
新潟市中央区	選挙長	新潟市中央区	豊嶋 直美
	同職務代理者	新潟市中央区	堀川 桃子
新潟市江南区	選挙長	新潟市江南区	今井 宏樹
	同職務代理者	新潟市秋葉区	松屋 賢治
新潟市秋葉区	選挙長	新潟市秋葉区	高橋 綾子
	同職務代理者	新潟市秋葉区	古俣 浩
新潟市南区	選挙長	新潟市南区	金子 繁作
	同職務代理者	新潟市南区	高橋 威志

新潟市西区	選挙長	新潟市西区	神部 昭
	同職務代理者	新潟市秋葉区	加藤 正樹
新潟市西蒲区	選挙長	新潟市西蒲区	大島 正雄
	同職務代理者	新潟市中央区	高橋 裕
長岡市三島郡	選挙長	長岡市	鷲尾 純一
	同職務代理者	長岡市	武 正志
上越市	選挙長	上越市	池田 明
	同職務代理者	上越市	横田 一
三条市	選挙長	三条市	田邊 とも子
	同職務代理者	長岡市	小林 和幸
柏崎市刈羽郡	選挙長	柏崎市	木村 あゆみ
	同職務代理者	柏崎市	須田 和麿
新発田市北蒲原郡	選挙長	新発田市	近嵐 宗賢
	同職務代理者	新発田市	樋口 茂紀
小千谷市	選挙長	小千谷市	勝又 武
	同職務代理者	長岡市	山田 由里子
加茂市南蒲原郡	選挙長	加茂市	涌井 タヅ子
	同職務代理者	加茂市	明田川 太門
十日町市中魚沼郡	選挙長	十日町市	長津 一男
	同職務代理者	十日町市	鈴木 勝
見附市	選挙長	見附市	岡村 勝元
	同職務代理者	見附市	松崎 亨
村上市岩船郡	選挙長	村上市	武者 秀雄
	同職務代理者	村上市	木村 俊彦
燕市西蒲原郡	選挙長	燕市	清水 レイ子
	同職務代理者	三条市	石田 進一
糸魚川市	選挙長	糸魚川市	吉岡 隆行
	同職務代理者	糸魚川市	渡辺 忍
妙高市	選挙長	妙高市	尾崎 秀行
	同職務代理者	妙高市	吉越 哲也
五泉市東蒲原郡	選挙長	五泉市	田島 富太
	同職務代理者	五泉市	石川 聡
阿賀野市	選挙長	阿賀野市	小林 壽英
	同職務代理者	阿賀野市	権瓶 勝栄
佐渡市	選挙長	佐渡市	野澤 和儀
	同職務代理者	佐渡市	梅本 五輪生
魚沼市	選挙長	魚沼市	田中 敬一郎
	同職務代理者	魚沼市	浅井 直樹
南魚沼市南魚沼郡	選挙長	南魚沼市	井口 光雄
	同職務代理者	南魚沼市	宮崎 一博
胎内市	選挙長	胎内市	細野 隆
	同職務代理者	胎内市	田部 雅之

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

選挙区	選挙長事務を取り扱う場所	所在地
新潟市北区選挙区	新潟市北区役所 3階301会議室	新潟市北区東栄町1丁目1番14号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所2階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市東区選挙区	新潟市東区役所 2階東区プラザホール	新潟市東区下木戸1丁目4番1号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所1階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市中央区選挙区	新潟市民プラザ	新潟市中央区西堀通6番町866番地
(ただし、3月31日午前11時以降は区役所5階選挙管理委員会事務室とする。)		
新潟市江南区選挙区	新潟市江南区役所 2階201会議室	新潟市江南区泉町3丁目4番5号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所2階地域総務課とする。)		
新潟市秋葉区選挙区	新潟市秋葉区役所 6階601会議室	新潟市秋葉区程島2009番地
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所3階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市南区選挙区	新潟市南区役所 4階講堂	新潟市南区白根1235番地
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		
新潟市西区選挙区	新潟市西区役所健康センター棟 3階大会議室	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
(ただし、4月1日以降は区役所4階総務課窓口とする。)		
新潟市西蒲区選挙区	新潟市西蒲区役所 3階301会議室	新潟市西蒲区巻甲2690番地1
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所2階地域総務課とする。)		
長岡市三島郡選挙区	さいわいプラザ 6階大会議室	長岡市幸町2丁目1番1号
(ただし、3月31日午前10時以降はさいわいプラザ5階選挙管理委員会事務局室とする。)		
上越市選挙区	上越市春日謙信交流館集会所	上越市春日山町三丁目1番60号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は市役所木田第2庁舎4階選挙管理委員会事務局室とする。)		
三条市選挙区	三条市役所 2階大会議室	三条市旭町二丁目3番1号
(ただし、3月31日午前10時以降は市役所第二庁舎1階101会議室とする。)		
柏崎市刈羽郡選挙区	柏崎市役所 1階多目的室	柏崎市日石町2番1号
新発田市北蒲原郡選挙区	新発田市役所別館 2階会議室	新発田市中央町4丁目8番11号
(ただし、4月1日以降は市役所別館2階選挙管理委員会事務室とする。)		
小千谷市選挙区	小千谷市役所 1階談話室	小千谷市城内2丁目7番5号
(ただし、4月1日以降は市役所4階402会議室とする。)		
加茂市南蒲原郡選挙区	加茂市役所 3階会議室	加茂市幸町2丁目3番5号
(ただし、4月1日以降は市役所別棟選挙管理委員会事務室とする。)		
十日町市中魚沼郡選挙区	十日町保健センター 1階会議室A	十日町市千歳町3丁目3番地
(ただし、4月1日以降は市役所地階選挙事務室とする。)		
見附市選挙区	見附市役所 4階大会議室	見附市昭和町2丁目1番1号
(ただし、4月1日以降は市役所4階402会議室とする。)		
村上市岩船郡選挙区	村上市役所 5階第四会議室	村上市三之町1番1号
(ただし、4月1日以降は市役所4階選挙管理委員会事務室とする。)		
燕市西蒲原郡選挙区	燕市役所 1階会議室101・102・103	燕市吉田西太田1934番地
(ただし、4月1日以降は市役所1階つばめホールとする。)		
糸魚川市選挙区	糸魚川市役所 2階201会議室	糸魚川市一の宮一丁目2番5号
(ただし、3月31日午前10時以降は市役所1階市民ホール選挙管理委員会事務室とする。)		
妙高市選挙区	妙高市役所 1階コラボホール	妙高市栄町5番1号
(ただし、3月31日午前9時以降は市役所3階302会議室とする。)		
五泉市東蒲原郡選挙区	五泉市役所 4階401会議室	五泉市太田1094番地1
(ただし、4月1日以降は市役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		
阿賀野市選挙区	阿賀野市役所 4階402会議室	阿賀野市岡山町10番15号
(ただし、4月1日以降は市役所4階401会議室とする。)		

佐渡市選挙区	金井コミュニティセンター2階大会議室	佐渡市千種240番地
(ただし、4月1日以降は金井就業改善センター2階選挙事務室とする。)		
魚沼市選挙区	魚沼市役所本庁舎3階議会会議室	魚沼市小出島910番地
(ただし、3月31日午前9時30分以降は市役所本庁舎3階選挙管理委員会事務室とする。)		
南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市役所本庁舎2階大会議室	南魚沼市六日町180番地1
(ただし、3月31日正午以降は市役所本庁舎2階南魚沼市選挙管理委員会事務室とする。)		
胎内市選挙区	胎内市役所5階501会議室	胎内市新和町2番10号
(ただし、4月1日以降は市役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙及びこれと同時に行う新潟市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を、次のとおり定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

投票の順序

- 1 新潟市議会議員一般選挙
- 2 新潟県議会議員一般選挙

開票の順序

- 1 新潟県議会議員一般選挙
- 2 新潟市議会議員一般選挙


#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く）を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

<p style="text-align: center;">候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 250px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: center;">  <p>令和五年四月九日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> </div> <p>○ 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。          一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。          二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">印</div>
---	---

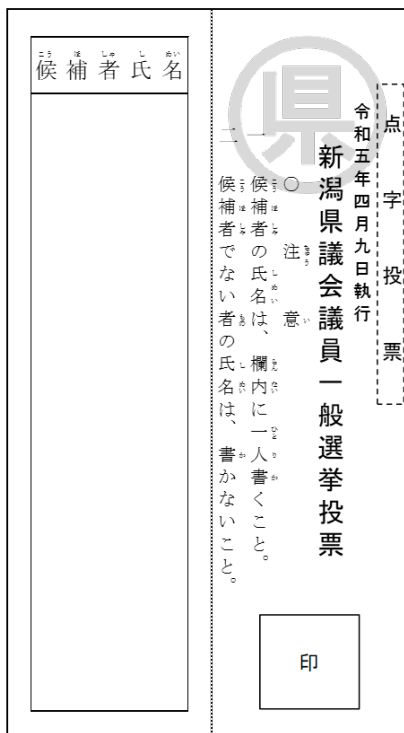
◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、クリーム色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞



◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は青色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 天井 貞

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における次の選挙区の開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 天井 貞

新潟市北区選挙区、新潟市東区選挙区、新潟市中央区選挙区、新潟市江南区選挙区、新潟市秋葉区選挙区、新潟市南区選挙区、新潟市西区選挙区、新潟市西蒲区選挙区、上越市選挙区、三条市選挙区、小千谷市選挙区、見附市選挙区、糸魚川市選挙区、妙高市選挙区、阿賀野市選挙区、佐渡市選挙区、魚沼市選挙区、胎内市選挙区

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車(船舶)表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車(船)用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 天井 貞

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政治

活動用自動車表示板及び政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙において、確認団体が掲示する政治活動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙において、候補者又は推薦届出者が届け出る選挙事務所の設置届又は異動届、出納責任者の選任届若しくは異動届又は職務代行届及び候補者が届け出る報酬を支給する者の届出書並びに出納責任者が提出する選挙運動に関する収入及び支出の報告書は、当該選挙区の選挙長事務を取り扱う場所にも提出できるものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

選挙区	開催場所	開催日時	
新潟市北区	新潟県庁行政庁舎5階 会議室505	3月31日	17時30分
新潟市東区			
新潟市中央区			
新潟市江南区			
新潟市秋葉区			
新潟市南区			
新潟市西区			
新潟市西蒲区			
長岡市三島郡	さいわいプラザ3階 中央公民館講座室	3月31日	17時30分
上越市	上越市役所木田第2庁舎3階 302会議室	3月31日	17時30分
三条市	三条市役所第2庁舎1階 101会議室	3月31日	17時15分
柏崎市刈羽郡	柏崎市役所1階 多目的室	3月31日	17時30分
新発田市北蒲原郡	新発田市役所別館2階 選挙管理委員会事務室	3月31日	17時15分
小千谷市	小千谷市役所4階 401会議室	3月31日	17時20分
加茂市南蒲原郡	加茂市役所別棟 相談室	3月31日	17時00分
十日町市中魚沼郡	十日町保健センター1階 会議室A	3月31日	17時30分
見附市	見附市役所4階 大会議室	3月31日	17時30分
村上市岩船郡	村上市役所5階 第4会議室	3月31日	17時10分
燕市西蒲原郡	燕市役所1階 会議室101	3月31日	17時05分

糸魚川市	糸魚川市役所4階 401会議室	3月31日	17時30分
妙高市	妙高市役所3階 303会議室	3月31日	18時00分
五泉市東蒲原郡	五泉市役所3階 応接室	3月31日	17時30分
阿賀野市	阿賀野市役所4階 402会議室	3月31日	17時30分
佐渡市	金井コミュニティセンター2階 大会議室	3月31日	17時30分
魚沼市	魚沼市役所本庁舎3階 304会議室	3月31日	17時30分
南魚沼市南魚沼郡	南魚沼市役所本庁舎2階 応接室	3月31日	17時30分
胎内市	胎内市役所5階 501会議室	3月31日	17時30分

## 教育委員会規則



博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第4号

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の申請)</p> <p><b>第1条</b> 博物館法（以下「法」という。）<u>第11条</u>の規定により登録を受けようとする者は、<u>別記第1号様式</u>による登録申請書を新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(登録原簿)</p> <p><b>第2条</b> 博物館登録原簿は、<u>別記第2号様式</u>による。</p> <p>(登録事項等の変更)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第15条第1項</u>の規定による変更の届出は、<u>別記第3号様式</u>による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃止)</p> <p><b>第4条</b> <u>法第20条第1項</u>の規定による廃止の届出は、<u>別記第4号様式</u>による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公表)</p> <p><b>第5条</b> <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第14条第1項の規定により博物館として登録したとき。</u></p> <p><u>(2) 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</u></p> <p><u>(3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。</u></p> <p><u>(4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。</u></p> <p><u>(5) 法第31条第1項の規定により博物館に相当す</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p><b>第1条</b> 博物館法（以下「法」という。）<u>第10条</u>の規定により登録を受けようとする者は、<u>地方公共団体にあつては別記第1号様式、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人にあつては別記第2号様式</u>による登録申請書を新潟県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(登録原簿)</p> <p><b>第2条</b> 博物館登録原簿は、<u>別記第3号様式</u>による。</p> <p>(登録事項等の変更)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第13条第1項</u>の規定による変更の届出は、<u>別記第4号様式</u>による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃止)</p> <p><b>第4条</b> <u>法第15条第1項</u>の規定による廃止の届出は、<u>別記第5号様式</u>による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公示)</p> <p><b>第5条</b> <u>博物館の登録、廃止、法第11条第1項の登録事項の変更及び取消については、公示するものとする。</u></p>

る施設として指定したとき。

(6) 法第31条第2項の規定により指定を取り消したとき。

(実施細目)

**第6条** この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**別記第1号様式**

博物館登録申請書

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
(略)	

博物館法第12条の規定により、登録の申請をいたします。

年 月 日

設置者 氏 名

新潟県教育委員会様

**第2号様式**

博物館登録原簿

(略)

**第3号様式**

博物館登録申請書記載事項変更届

(略)

博物館法第15条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

設置者 氏 名

新潟県教育委員会様

**第4号様式**

博物館廃止届

**別記第1号様式**

博物館登録申請書

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
(略)	

博物館法第11条の規定により、次の書類を添付して登録の申請をいたします。

記

- (1) 設置条例の写
- (2) 館則の写
- (3) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- (4) 当該年度における事業計画書
- (5) 当該年度における予算の歳出の見積に関する書類
- (6) 博物館資料の目録
- (7) 館長の氏名及び学芸員その他の職員の種別と氏名を記載した書面

年 月 日

市町村長 氏 名

新潟県教育委員会様

**第2号様式**

博物館登録申請書

(略)

**第3号様式**

博物館登録原簿

(略)

**第4号様式**

博物館登録申請書記載事項変更届

(略)

博物館法第13条第1項の規定により、お届けいたします。

年 月 日

市町村長(設置者) 氏 名

新潟県教育委員会様

**第5号様式**

博物館廃止届

<p>(略) 博物館法第20条第1項の規定により、<u>届け出ます</u>。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">設置者 氏 名</p> <p>新潟県教育委員会様</p>	<p>(略) 博物館法第15条第1項の規定により、<u>お届けいたします</u>。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長(設置者) 氏 名</p> <p>新潟県教育委員会様</p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**教育委員会告示**

**◎新潟県教育委員会告示第7号**

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成17年10月新潟県教育委員会告示第24号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

**◎新潟県教育委員会告示第8号**

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年3月新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前										
別表第1 県立高等学校										別表第1 県立高等学校										
県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員				県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員						
本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			
(略)									(略)											
新潟県立新潟北高等学校	(略)				160			(略)	新潟県立新潟北高等学校	(略)				200			(略)			
(略)									(略)											
新潟県立新潟翠江高等学校	(略)	普通	(単位制)					160	新潟県立新潟翠江高等学校	(略)	普通	(単位制)					200			
(略)									(略)											
新潟県立巻総合高等学校	(略)							560	新潟県立巻総合高等学校	(略)							600			
(略)									(略)											
新潟県立阿賀黎明高等学校	(略)							40	新潟県立阿賀黎明高等学校	(略)							80			
(略)									(略)											
新潟県立新発田商業高等学校		(略)	情報処理					(略)	新潟県立新発田商業高等学校		(略)	情報処理				40	(略)			
(略)									(略)											
新潟県立村上桜ヶ丘高等学校	(略)							440	新潟県立村上桜ヶ丘高等学校	(略)							480			
新潟県立荒川高等学校	(略)							160	新潟県立荒川高等学校	(略)							200			
新潟県立中条高等学校	(略)							80	新潟県立中条高等学校	(略)							120			
新潟県立阿賀野高等学校	(略)							80	新潟県立阿賀野高等学校	(略)							120			
(略)									(略)											
新潟県立長岡大手高等学校		普通	(略)					240	200	新潟県立長岡大手高等学校		普通	(略)				200	240		
(略)									(略)											
新潟県立長岡向陵高等学校	(略)							200	240	(略)							240	200		
(略)									(略)											
新潟県立長岡農業高等学校		生産技術	(略)					80	40	新潟県立長岡農業高等学校		生産技術	(略)				40	80		
(略)									(略)											
新潟県立長岡工業高等学校		機械工学	(略)					40	新潟県立長岡工業高等学校		機械工学	(略)					80			
(略)									(略)											
新潟県立長岡商業高等学校		(略)	情報ビジネス	(略)					新潟県立長岡商業高等学校		(略)	情報ビジネス	(略)				40			
(略)									(略)											
新潟県立三条東高等学校	(略)							240	200	新潟県立三条東高等学校	(略)						200	240		
(略)									(略)											
新潟県立三条商業高等学校	(略)							120	(略)	新潟県立三条商業高等学校	(略)						160	(略)		
新潟県立吉田高等学校	(略)							80	新潟県立吉田高等学校	(略)							120			
(略)									(略)											
新潟県立加茂農林高等学校		生産技術	(略)					40	新潟県立加茂農林高等学校		生産技術	(略)					80			
(略)									(略)											
新潟県立国際情報高等学校		(略)	情報科学					40	(略)	新潟県立国際情報高等学校		(略)	情報科学				80	(略)		
(略)									(略)											
新潟県立十日町高等学校		普通	(略)					200	240	200	新潟県立十日町高等学校		普通	(略)				240	200	240
(略)									(略)											
新潟県立十日町高等学校	松之山分校	(略)							(略)	新潟県立十日町高等学校	松之山分校	(略)					40	(略)		
(略)									(略)											
新潟県立松代高等学校	(略)							80	(略)	40	新潟県立松代高等学校	(略)					40	(略)	80	
(略)									(略)											
新潟県立柏崎常盤高等学校	(略)							80	120	80	新潟県立柏崎常盤高等学校	(略)					120	80	120	
(略)									(略)											
新潟県立柏崎工業高等学校		機械	(略)							40	新潟県立柏崎工業高等学校		機械	(略)				40		
		電子機械								40			電子機械					40		
		電気								40			電気					40		
		工業化学								40			工業化学					40		
		機械創造								40			機械創造					40		
		電気技術								40			電気技術					40		
		環境化学								40			環境化学					40		
新潟県立出雲崎高等学校	(略)									160	新潟県立出雲崎高等学校	(略)							200	

新潟県立高田高等学校	(略)						
安塚分校	(略)						(略)
新潟県立高田北城高等学校	普通		160	(略)			
	(略)						
新潟県立高田商業高等学校	(略)	120	160	(略)			
	(略)						
新潟県立新井高等学校	(略)				400		
新潟県立糸魚川高等学校	(略)				120		
	(略)						
新潟県立佐渡高等学校	普通	(略)	200	160			
	(略)						
	(略)						
<b>別表第2 県立中等教育学校</b>							
県立学校の名称	全日制の課程の学科	収容定員					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
(略)	(略)						
新潟県立直江津中等教育学校	(略)		80	(略)			
新潟県立佐渡中等教育学校	(略)		40	(略)			

新潟県立高田高等学校	(略)						
安塚分校	(略)				40	(略)	
新潟県立高田北城高等学校	普通		200	(略)			
	(略)						
新潟県立高田商業高等学校	(略)	160	120	(略)			
	(略)						
新潟県立新井高等学校	(略)				440		
新潟県立糸魚川高等学校	(略)				160		
	(略)						
新潟県立佐渡高等学校	普通	(略)	160	200			
	(略)						
	(略)						
<b>別表第2 県立中等教育学校</b>							
県立学校の名称	全日制の課程の学科	収容定員					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
(略)	(略)						
新潟県立直江津中等教育学校	(略)		120	(略)			
新潟県立佐渡中等教育学校	(略)		80	(略)			

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月31日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
勝木川河口	河口中央より半径700メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
名立川河口		
能生川河口		
谷根川河口	河口中央より半径600メートル以内の海域	
桑取川河口		
早川河口	河口中央より半径450メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月31日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、さけを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
田海川河口	河口中央より半径400メートル以内の海域	10月1日から12月31日まで

#### ◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月31日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第38条に定める海域を除く。）においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
大川河口	河口中央より半径1,000メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
荒川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
胎内川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
加治川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
阿賀野川河口	河口中央より半径1,100メートル以内の海域	
信濃川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
関屋分水路河口	河口中央より半径750メートル以内の海域	
大河津分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
姫川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	

#### ◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月31日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第38条に定める海域を除く。）においては、同表の右欄に掲げる期間は、刺し網漁業によりさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
三面川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで

◎新潟海区漁業調整委員会指示第5号

新潟海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

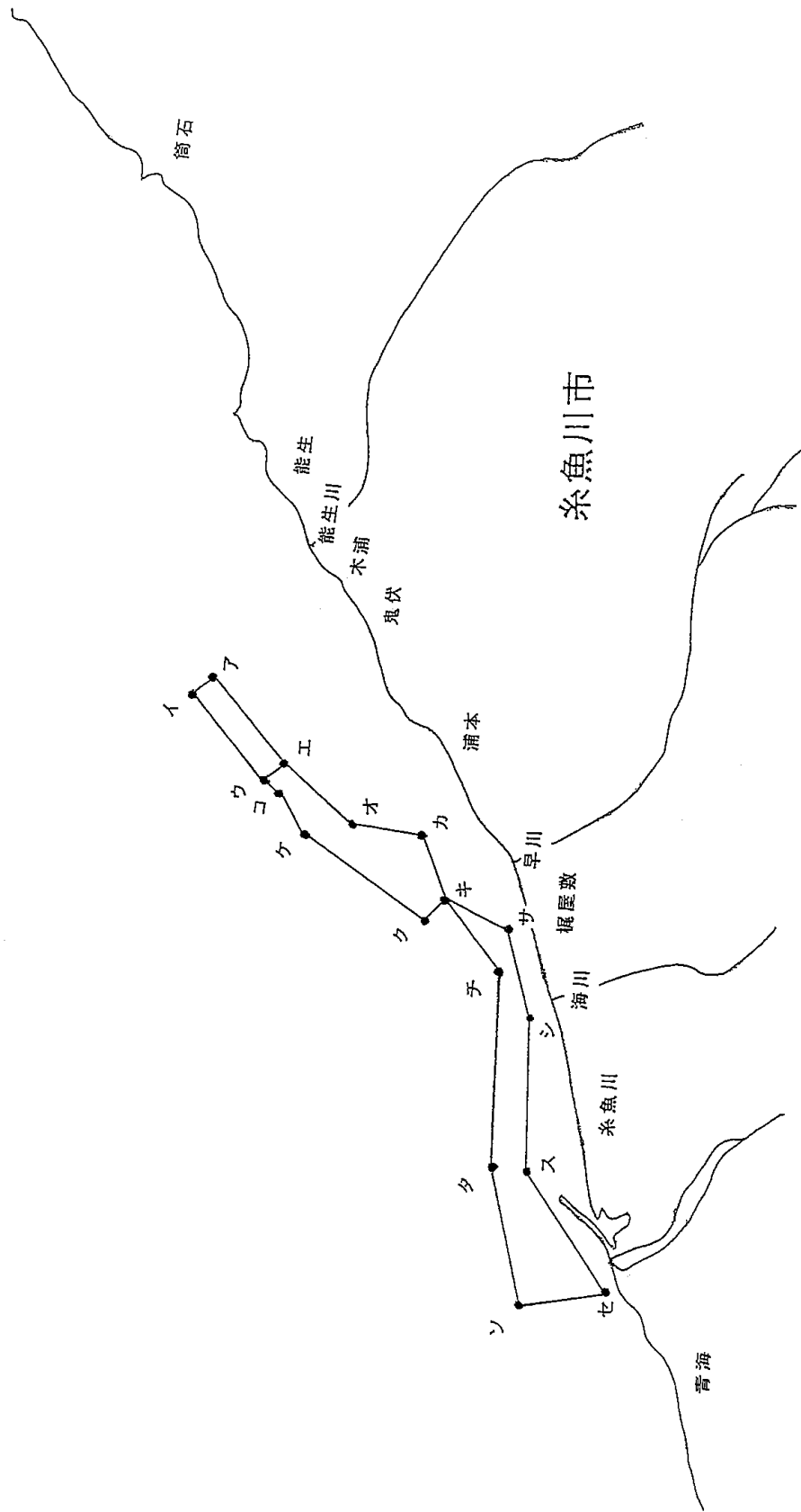
なお、この指示の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月31日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止区域	(1) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止 (2) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止 (3) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市鬼伏沖） ア 北緯37度07.00分、東経137度57.07分の点 イ 北緯37度07.21分、東経137度56.86分の点 ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点 エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点 (4) 次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びウの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市浦本沖） ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点 エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点 オ 北緯37度05.35分、東経137度55.24分の点 カ 北緯37度04.58分、東経137度55.09分の点 キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点 ク 北緯37度04.53分、東経137度54.04分の点 ケ 北緯37度05.89分、東経137度55.09分の点 コ 北緯37度06.20分、東経137度55.61分の点 (5) 次のキ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びキの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市早川から姫川沖） キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点 サ 北緯37度03.62分、東経137度53.93分の点 シ 北緯37度03.35分、東経137度52.84分の点 ス 北緯37度03.37分、東経137度51.00分の点 セ 北緯37度02.48分、東経137度49.63分の点 ソ 北緯37度03.40分、東経137度49.46分の点 タ 北緯37度03.73分、東経137度51.03分の点 チ 北緯37度03.70分、東経137度53.39分の点
2 漁具制限	船釣りにおいては、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌使用は認めるが、直接海中に投じるまき餌は禁止

上越地区 まき餌使用禁止区域



新潟海区漁業調整委員会公告



**海区漁場計画に係る公聴会の開催について（公告）**

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年3月31日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

- 1 日 時 令和5年4月25日（火）  
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場 所 新潟県新潟市中央区万代島2番1号  
新潟県水産会館大会議室
- 3 公聴する事項
  - (1) 共同漁業の海区漁場計画について（新共第1号～第43号）
  - (2) 区画漁業の海区漁場計画について（新区第1号～第6号）
  - (3) 定置漁業の海区漁場計画について（新定第1号～第6号）

**佐渡海区漁業調整委員会公告****漁場計画樹立に係る公聴会の開催について（公告）**

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年3月31日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

- 1 日 時 令和5年4月26日（水）  
午前11時00分から午前12時00分まで
- 2 場 所 佐渡市春日1番地1先  
佐渡水産物地方卸売市場 2階 研修室
- 3 公聴する事項
  - (1) 共同漁業権漁場計画の設定について（佐共第1号～第36号）
  - (2) 区画漁業権漁場計画の設定について（佐区第1号～第22号）
  - (2) 定置漁業権漁場計画の設定について（佐定第1号～第17号）

**内水面漁場管理委員会指示****新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

令和5年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会

会長 藤田 利昭

- 1 指示内容
  - (1) 持ち出しの禁止  
県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下、「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下、「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下、「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。
  - (2) 放流等の制限
    - ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。
    - イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

よる試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

## 2 指示期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会  
会長 藤田 利昭

## 1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

- (1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）
- (2) ブルーギル

## 2 指示区域

新潟県全域

## 3 指示期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 内水面漁場管理委員会公告

### 新潟県内水面漁場管理委員会公告

令和5年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

令和5年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会  
会長 藤田 利昭

## 1 阿賀野川水系の本流及び支川

## 2 鳥屋野潟

## 正 誤

令和5年2月3日付け新潟県人事委員会規則第2-118号（人事記録に関する規則の一部を改正する規則）14ページから15ページまでの

「 (62) 暫定再任用 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。」

は

「	<p>(62) <u>暫定再任用</u> <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。</u></p>	」
---	---	---

の誤り。